

議題 1

電気器具類を原因とする住宅火災の 実態調査の結果

住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会（第 2 回）

調査の概要

注) 本調査は、住宅火災原因のうち、近年増加傾向である「電気器具類」を原因とする住宅火災の調査・分析を行い、それらにより得られた傾向を踏まえた予防策・効果的な広報等のあり方を検討することを目的として実施したものである。
本検討会に参画している4消防本部の火災事例を基に集計したものであり、全国の火災統計の傾向とは一致しない可能性がある。

- 1 調査対象
過去10年間（平成24年から令和3年まで）の住宅火災の出火原因上位10分類のうち、家庭内で使う目的で作られた製品及び付属するコード等。ただし、電気機器にあっては発生件数が10年で300件以上のもの。

<調査対象の製品等>（イメージは次ページ）

- 電気機器：リチウム電池（リチウムイオン蓄電池を除く。）
充電式電池（リチウムイオン蓄電池を含む。）
電子レンジ
冷暖房機
- 電気配線：器具付きコード
コード
- 配線器具：テーブルタップ
プラグ

- 2 調査内容（火災調査書類等により分かる範囲）

- ・出火原因（短絡、トラッキング、接触部過熱等）
- ・出火に至る背景・経過（管理不良、不適切な使用）
- ・使用年数 等

- 3 調査範囲（経過が不明を除く。）
各製品等に起因する火災のうち、直近の20件又は直近3年分（令和2年から令和4年まで）

- 4 調査地域
本検討会に参画している4消防本部の管轄地域内で発生した火災
（札幌市消防局、東京消防庁、大阪市消防局、神戸市消防局）

<本調査結果に関する留意事項>

- ・使用者等の属性等に関しては、火災調査書類等から分かる場合のみを集計しているため、合算しても他項目のサンプル数と合わない場合がある。
- ・小数点以下を四捨五入していることにより、合計値が100とならない場合がある。
- ・「経年劣化」とは、使用・経過年数が一定年数を超える場合の火災のほか、消防機関が経年劣化が火災原因と判断したものも含む。

(参考) 調査対象製品等のイメージ

①リチウム電池 (リチウムイオン蓄電池を除く。)
コイン電池

②充電式電池 (リチウムイオン蓄電池を含む。)
モバイルバッテリー本体やノートPC・スマホ等の充電式電池部分。

③電子レンジ
電子レンジの本体 (加熱機械) 部分。
(レンジのコードから出火した場合は「⑤器具付きコード」)

④冷暖房機
冷暖房機の本体 (暖房・冷房機械) 部分。
(冷暖房機のコードから出火した場合は「⑤器具付きコード」)

⑤器具付きコード
器具の電源コード部分 (取り外しができないもの)。

⑥コード
テーブルタップのコード部分。
器具の電源コードのうち、
取り外しができる場合のコード部分。

⑦テーブルタップ
差し込み口を備えたテーブルタップの差し込み口
(アウトレット) 部分

⑧プラグ
各種コードのプラグ (インレット) 部分。



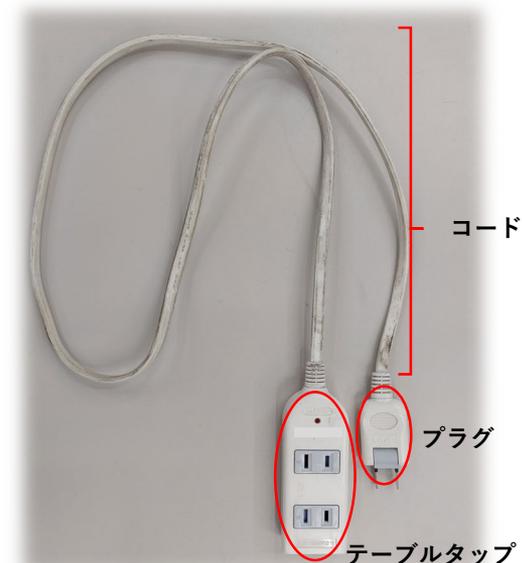
①リチウム電池の
イメージ



②充電式電池の
イメージ



⑤器具付きコードのイメージ



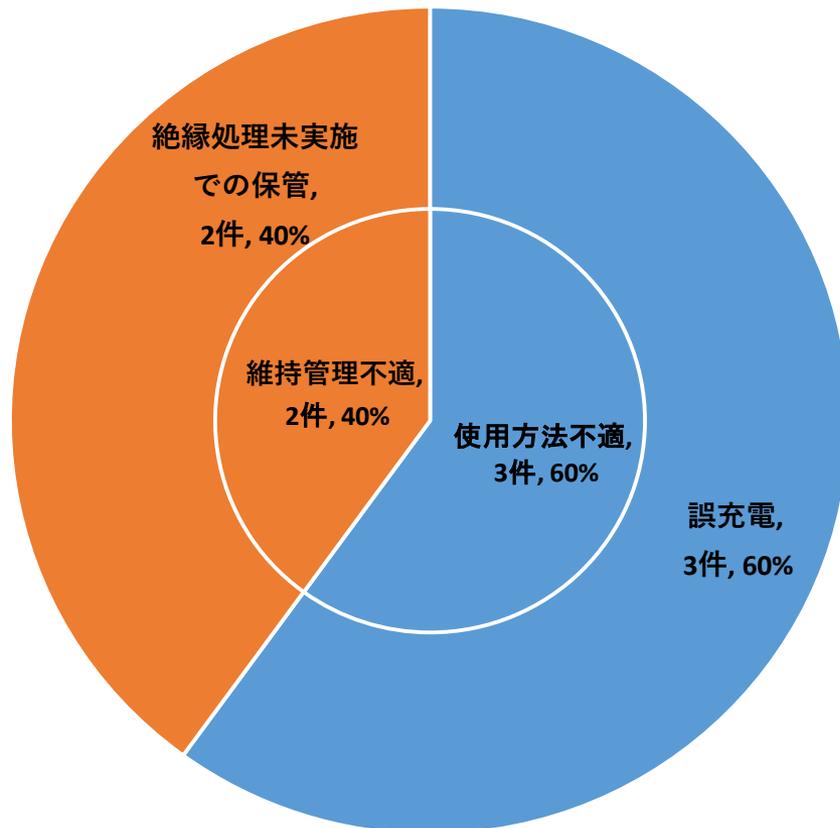
⑥~⑧
コード・テーブルタップ・プラグのイメージ

①リチウム電池（リチウムイオン蓄電池を除く。）

- リチウム電池の出火原因を見ると、使用方法不適（誤充電）による火災が約6割を占めている。
- また、維持管理不適（絶縁処理未実施での保管）による火災が約4割発生している。



出火原因の割合



n = 5

原因区分の解説

①誤充電

誤って充電したものの。

②絶縁処理未実施での保管

廃棄予定の電池等を絶縁処理を行わないまま、保管したものの。

使用方法不適

原因区分①（誤充電）

本来充電ができないリチウム一次電池を自作した充電器で充電したことにより、リチウム一次電池内部の内圧が上昇して破裂し出火したもの。（50代、男性）

維持管理方法不適

原因区分②（絶縁処理未実施での保管）

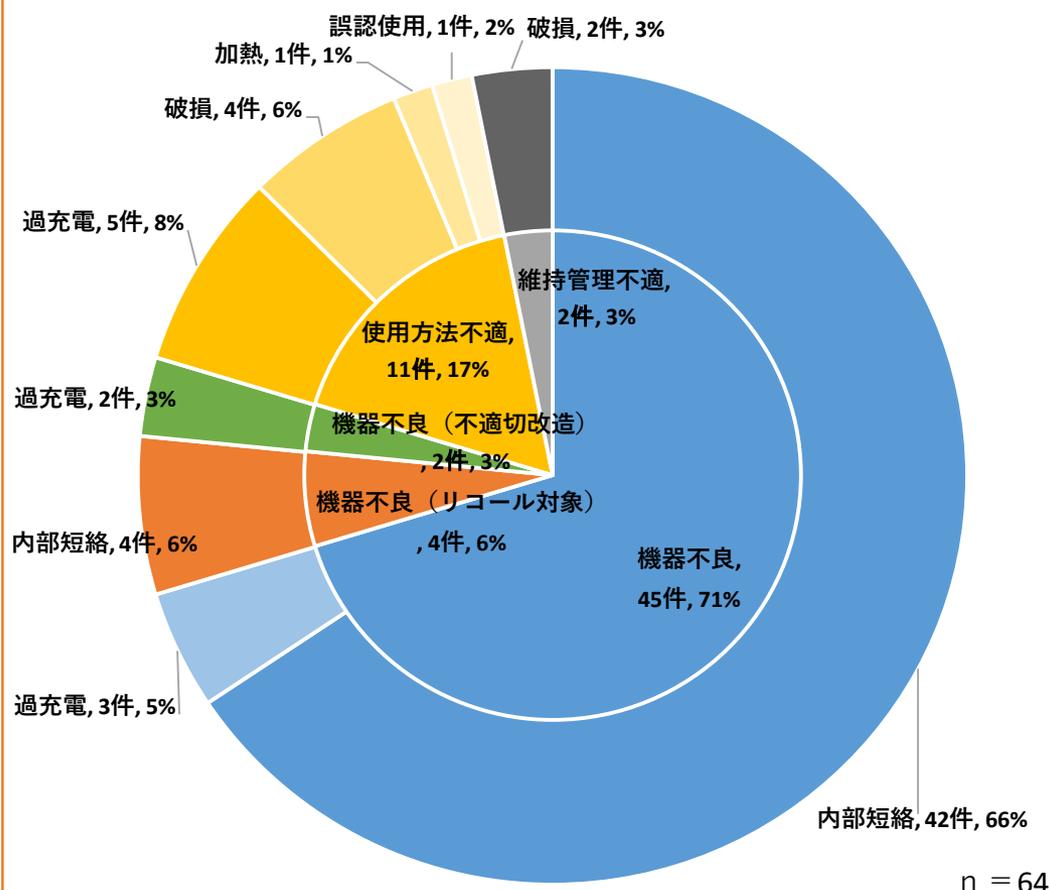
- ・ ビニール袋に集められたコイン電池が、何らかの要因で電池同士が接触したことにより、複数のコイン電池間で通電回路を形成したことにより短絡出火。（80代、男性）
- ・ 保管していたコイン型リチウム電池が角型アルカリ電池の正極端子と負極端子の間に挟まり、コイン型リチウム電池がショートし出火。（20代、男性）

②充電式電池（リチウムイオン蓄電池を含む。）

- 充電式電池の出火原因を見ると、機器不良（内部短絡、過充電）、機器不良（リコール対象）（内部短絡）による火災が約8割を占めている。
- また、使用者等が要因となる使用方法不適（過充電や落下などによる破損）による出火が約2割を占めている。



出火原因の割合



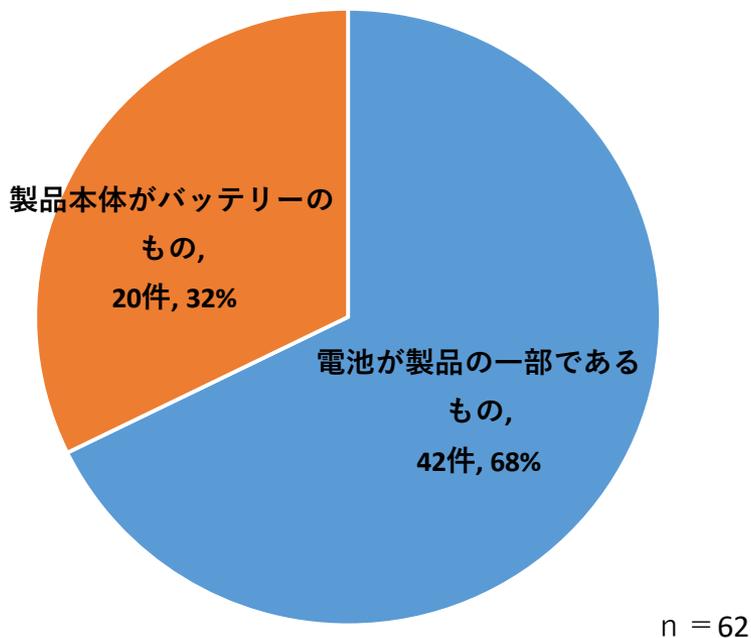
原因区分の解説

- ①内部短絡**
何らかの要因により、内部短絡（落下など外的要因に起因しないものに限る。）が発生したものの。
- ②過充電**
誤って定格電圧より高い電圧の充電機器を使用したことにより過充電となったもの、又は充電制御回路がない充電式電池を長時間充電したものの。
- ③破損**
外的要因によりバッテリーが破損し、短絡が発生したものの。
- ④加熱**
高温状態で使用・保管したものの。
- ⑤誤認使用**
接続方法等を誤ったものの。
- ⑥浸水**
機器に雨水等が浸入し短絡が発生したものの。

火災となった製品属性の分析【充電式電池】

- 充電式電池では、モバイルバッテリー等による火災が約3割を占める。
- 電池が製品の一部であるものの火災は、電動アシスト自転車、電動工具による火災が多い。

火災となった製品の構成について



電池が製品の一部であるもの
例)

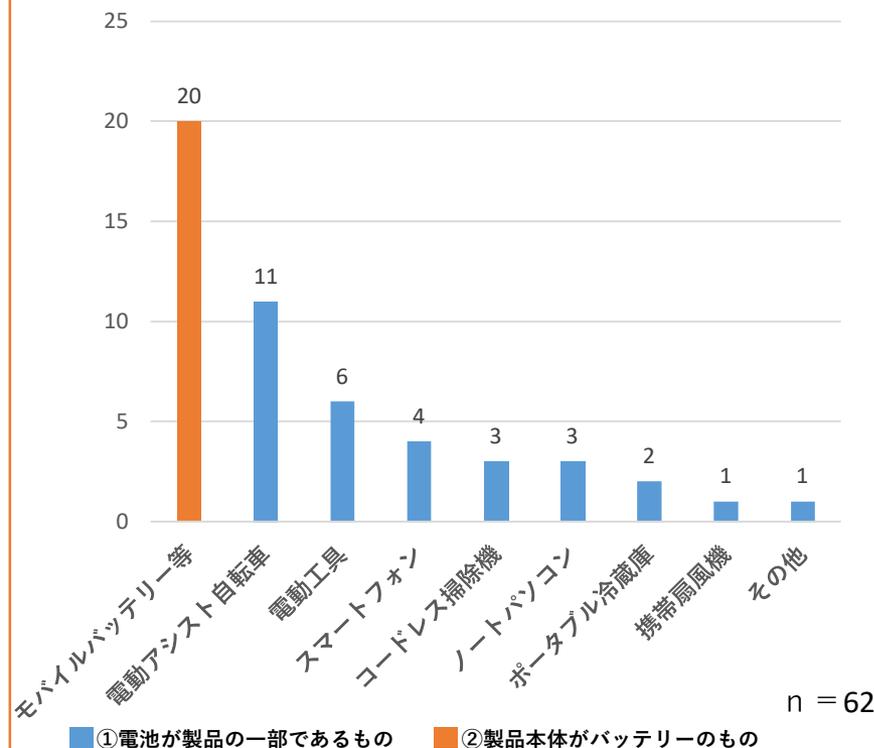
- ・電動アシスト自転車
- ・電動工具
- ・スマートフォン
- ・コードレス掃除機 など

製品本体がバッテリーのもの
例)

- ・モバイルバッテリー
- ・ポータブル電源
- ・ジャンプスターター など

※製品の構成が不明の2件を除く。

製品別出火件数について



※「その他」の製品には「ワイヤレスイヤホン」、「電動シニアカート」、「wi-fiルータ」、「スマートウォッチ」、「電気シェーバー」、「電動バリカン」、「ヘアアイロン」、「ポータブルスピーカー」、「マッサージガン」、「高圧洗浄機」、「電動スマートスクーター」等がある。

※製品の構成が不明の2件を除く。

機器不良

原因区分①（内部短絡）

スマートフォンに内蔵されているリチウムイオン蓄電池が何らかの要因により内部短絡し、出火。（40代、女性、使用年数5年）

機器不良（リコール対象等）

原因区分①（内部短絡）

リコール対象の電動アシスト自転車用の充電式電池が、充電中に何らかの原因でセル内部から出火。（50代、男性、使用年数5年）

原因区分②（過充電）

充電中のリチウムイオン蓄電池の設計不良（セル間ごとの電圧監視ができない設計）により、過充電となり発熱し、出火。（30代、男性、使用年数1年未満）※非リコール製品

機器不良（不適切改造等）

原因区分②（過充電）

自作のリチウムイオン蓄電池に一時的に過電流が流れたことで、一部のセルが過充電状態となり、異常発熱した結果、内部のセパレーターが損傷したためセルが短絡して出火。（20代、男性、使用年数2年）

使用方法不適

原因区分②（過充電）

充電式電池を充電する際、製品に付属したアダプターではない定格電圧より高い出力のA Cアダプターを誤って使用したことにより過充電状態となり、電池内部で短絡が発生し出火。
（40代、男性、使用年数0年）

原因区分③（破損）

モバイルバッテリーのカバーを一部こじ開け、これを元に戻した際、バッテリー内のセルに局部的に外力がかかったことで、正極シート、負極シート間が短絡し、出火。
（50代、男性、使用年数不明）

使用方法不適

原因区分④（加熱）

モバイルWi-Fiルーターのリチウムイオン蓄電池がセラミックファンヒーターの温風によりが加熱されたことで、内部短絡を起こして出火。（30代、女性、使用年数2年）

原因区分⑤（誤認使用）

バッテリーが上がった自動車を始動させるために、モバイル式ジャンプスターターを使用した際、接続を誤ったため、モバイル式ジャンプスターター※内のリチウムイオン電池が出火。
（40代、女性、使用年数4年）

※車等のバッテリー上がり時に使用する緊急用の携帯型の電力供給装置。車のバッテリーに接続し、バッテリーに電力を共有するもの。

維持管理不適

原因区分③（破損）

モバイルバッテリー内部のリチウムイオン蓄電池のセパレーターが落下により損傷し、内部短絡して出火。（20代、男性、使用年数不明）

原因区分⑥（浸水）

駐輪された電動アシスト付自転車に搭載されたリチウムイオンバッテリー内部に雨等が侵入したことで短絡し出火。

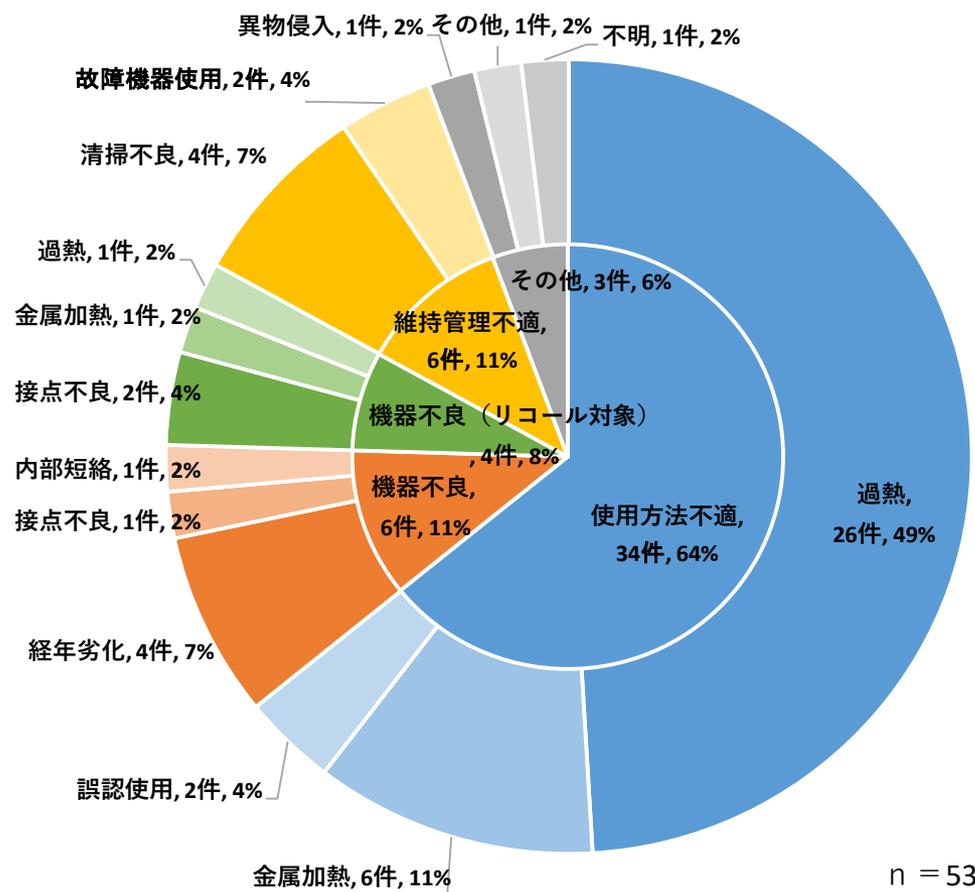
（雨水により基板の電気腐食が進みトラッキング現象が発生したことで、リチウムイオン蓄電池のセルが熱暴走したものと考えられる。）

（20代、男性、使用年数不明）

③電子レンジ

- 電子レンジの出火原因を見ると、使用方法不適（食材の過熱、アルミホイル等の加熱、故障した機器をそのまま使用、機能の誤認使用）による火災が約6割を占めている。
- また、維持管理不適（清掃不良）による出火も約1割を占めており、電子レンジからの出火原因については、使用者の不注意によるものが大多数を占めている。
- 機器不良による火災は、経年劣化による火災が約1割、リコール対象を含めると約2割を占めている。

出火原因の割合



原因区分の解説

- ①過熱**
食品、容器等を加熱しすぎたもの。
- ②金属加熱**
アルミホイル・金属容器を加熱したもの。
- ③誤認使用**
レンジ機能を使用しようとし、誤ってオープン機能などを使用したもの。
- ④経年劣化**
内部基板やコンデンサなどから出火したものうち、機器の使用年数が10年以上のもの。
- ⑤接点不良**
マイクロスイッチなどの接点の荒れ、溶着などにより出火したもの。
- ⑥内部短絡**
内部配線の短絡により出火したもの。
- ⑦清掃不良**
庫内に付着した油脂や食品などが過熱されたもの。
- ⑧故障機器使用**
使用時、すでにタイマーの故障、破損など機器に何らかの異常があったもの。
- ⑨異物侵入**
害虫の侵入、又はそれらの糞などが原因のもの。
- ⑩その他**
雰囲気中のガスが、マイクロスイッチのアーク火花により引火したもの。
- ⑪不明**
火災原因調査において、原因の特定に至らなかったもの。

使用方法不適

原因区分①（過熱）

さつまいもを調理するため、電子レンジで加熱した際、長時間の加熱によりさつまいもが炭化し、出火。（70代、女性、使用年数13年）

原因区分②（金属加熱）

誤ってアルミ包装された食品を電子レンジで加熱したことで、電子レンジのマイクロ波により外装から出火。（70代、女性、使用年数12年）

原因区分③（誤認使用）

冷凍ピザを電子レンジで解凍しようとしたところ、誤ってオープン機能のスイッチを押下したことにより、ピザが出火。（30代、女性、使用年数1年未満）

機器不良

原因区分④（経年劣化）

電子レンジのドアスイッチの接点部が経年劣化で接触不良を起こしたことにより発熱し、周囲の合成樹脂に着火し出火。（60代、女性、使用年数24年）

原因区分⑤（接点不良）

電子レンジで調理中にスイッチの接点は何らかの原因で溶着してしまったため、加熱継続され、調理していた調理物が出火。
（30代、男性、使用年数7年）

機器不良

原因区分⑥（内部短絡）

電子レンジ内部の配線が断線して発生したアーク火花により、トランス部分で絶縁破壊が発生し、異極間同士の配線が短絡し、出火。

（40代、男性、使用年数5年）

維持管理不適

原因区分⑦（清掃不良）

電子レンジの庫内に付着した油がマイクロ波により加熱され出火。

（20代、女性、使用年数10年）

原因区分⑧（故障機器使用）

電子レンジ庫内に腐食穴がある状態で電子レンジを作動させたため、腐食穴にマイクロ波が当たりスパークを発生し、周囲の可燃物から出火。

（50代、女性、使用年数4年）

その他

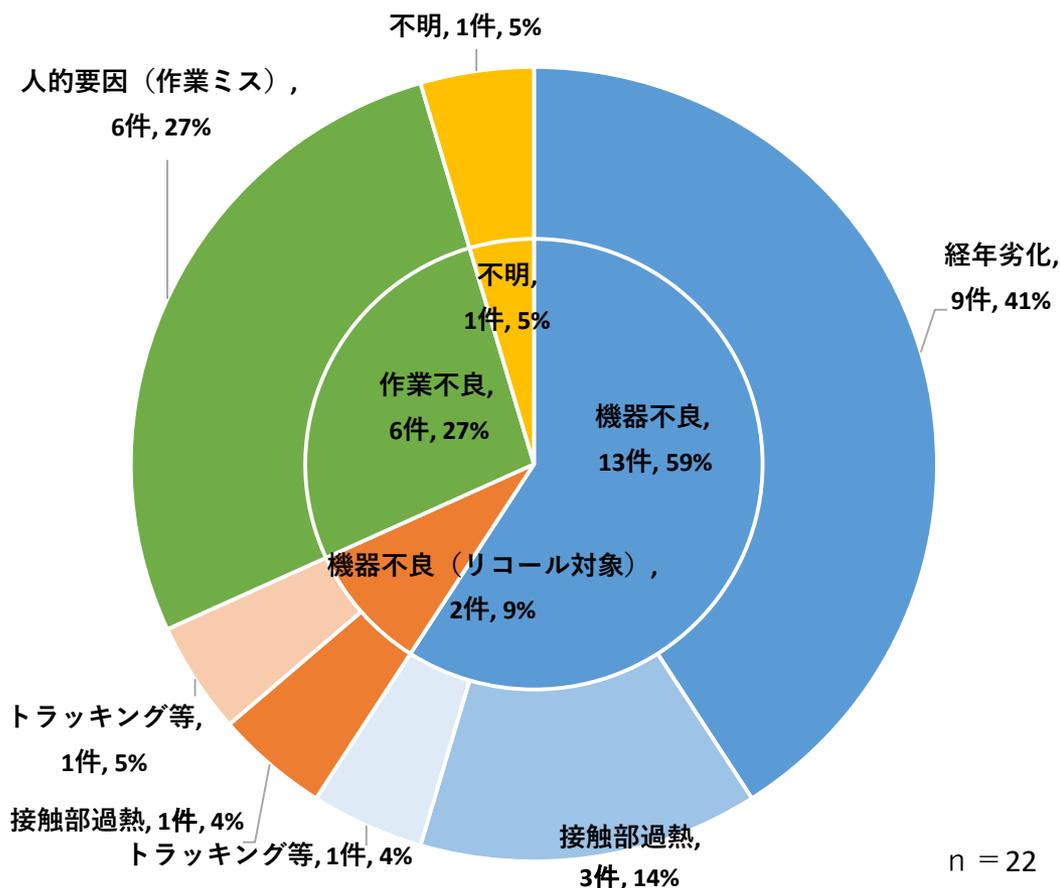
原因区分⑨（異物浸入）

電子レンジ内部パネル基板に付着した異物により、一時的に回路が形成され、電子レンジが誤作動を起こし上部ヒーター管が発熱、周辺に付着していた食材屑が過熱され出火。

（60代、女性、使用年数23年）

- 冷暖房機の出火原因を見ると、機器不良（経年劣化、接触部過熱、トラッキング等）による火災が約6割を占めている。
- また、機器不良（リコール対象）による火災が約1割を占めている。
- 人的要因（作業ミス）による火災が3割を占めている。
- 冷暖房機の出火要因の多くは、経年劣化などの内部要因であることが分かる。

出火原因の割合



原因区分の解説

①経年劣化

内部基板やコンデンサなどから出火したもののうち、機器の使用年数が10年以上のもの。

②接触部過熱

基板等に接続されている端子部分の接触不良などにより発熱、出火したもの。

③トラッキング等

基板上において炭化導通経路が形成され、トラッキングが発生し出火したもの。

④人的要因（作業ミス）

取り外し作業の作業行程ミスや清掃作業のクリーニング液の浸入などが原因で出火したもの。

⑤不明

火災原因調査において、出火箇所は特定できるが、原因の特定には至らなかったもの。

機器不良

原因区分①（経年劣化）

天井に取り付けられたエアコン室内機内部のモーターのベアリング部で、グリースの潤滑作用が経年劣化により失われ、モーターがロック状態となっていた。この状態で通電が継続されたため、モーターのコイル温度が上昇し、コイル巻線の絶縁破壊が起こり、短絡し出火。
（70代、男性、使用年数21年）

原因区分②（接触部過熱）

冷温風機内部の基板に接続されているヒーター線の端子部分において、接触不良が生じ、当該箇所が異常過熱したことで、周囲の樹脂材が発火温度に達し出火。
（20代、男性、使用年数1年）

原因区分③（トラッキング等）

エアコン内のファン電動機の基板にあるコンデンサ内部で短絡が発生し過電流が流れたことでチップジャンパーが発熱し、周囲の樹脂類に着火、出火。
（20代、男性、使用年数不明）

機器不良（リコール対象）

原因区分②（接触部過熱）

オイルラジエターの制御基板と配線の接続不良により、発熱し出火。
（30代、男性、使用年数3年）

原因区分③（トラッキング）

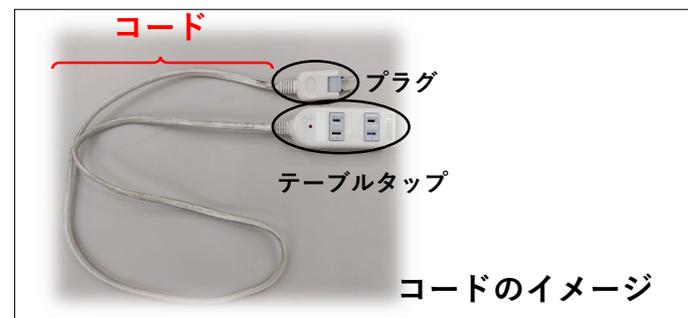
エアコン室内機内部のモーター配線接続部に結露等の水分が付着する設計だったため、当該接続部分でトラッキング現象が発生し出火。
（50代、男性、使用年数不明）

作業不良

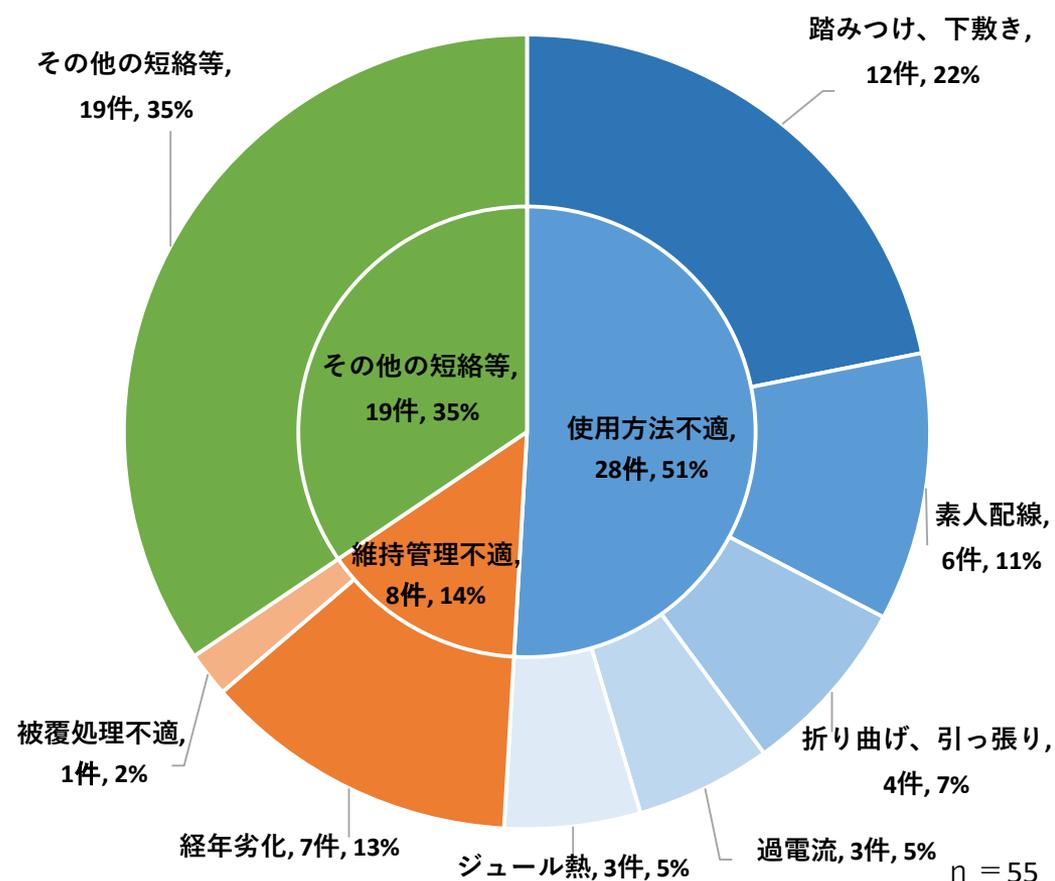
原因区分⑥（人的要因（作業ミス））

エアコン室内機の清掃作業時に、エアコンクリーニング液が配線部分に侵入・残留したことで、トラッキング現象が発生し出火。（40代、男性、使用年数13年）

- コードの出火原因を見ると、使用方法不適（踏みつけ、下敷き、素人配線、折り曲げ、引っ張り等）による火災が約半数を占めている。
- また、維持管理不適（経年劣化、被覆処理不適）による火災が約1割を占めている。



出火原因の割合



原因区分の解説

①踏みつけ、下敷き

座椅子や足での踏みつけ、家具等の下敷きになっていたことに起因して出火したものの。

②素人配線

コードをねじり配線などで接続し使用していたため接続箇所から出火したものの。

③折り曲げ、引っ張り等

コードの折り曲げ、引っ張りなどに起因して火災となったもの。

④過電流

使用許容を超えた過負荷通電により出火したものの。

⑤ジュール熱

コードを束ねた状態で使用したことにより、電気抵抗によってコード内に発生した熱が発散されず、出火したものの。

⑥経年劣化

使用年数が5年以上経過しており、経年劣化が要因と考えられるもの。

⑦被覆処理不適

被覆が損傷したコードをテープ（絶縁テープに限らない。）を用いて被覆したが、当該箇所から出火したものの。

⑧その他の短絡等

短絡に至る要因は明確でないが、なんらかの要因により短絡を起こし出火したものの。

使用方法不適

原因区分①（踏みつけ、下敷き）

コードが座椅子により踏みつけられたことで、絶縁劣化及び短絡し出火。（90代、女性、使用年数不明）

原因区分②（素人配線）

異なる延長コードを自身でねじり接続し使用していたため、当該接続部分が発熱して出火。（60代、男性、使用年数5年）

原因区分③（折り曲げ、引っ張り等）

テーブルタップにヘアドライヤー、セラミックヒーターを接続し使用したところ、コードの屈曲部分が半断線状態となっていたため当該部分が発熱し、絶縁破壊が起こり短絡し、出火。（30代、女性、使用年数不明）

原因区分④（過電流）

3口のテーブルタップに電気ファンヒーターと電気あんかを接続して電源を入れたところ、テーブルタップの使用許容を超えたことによりコード部分から出火。（60代、女性、使用年数不明）

原因区分⑤（ジュール熱※）

電気機器のコードを長年に粘着テープで束ねた状態で使用していたため、ジュール熱により配線被覆が溶融し短絡したことで出火。（70代、男性、使用年数不明）

※コードを束ねた状態で使用したことにより、電気抵抗によってコード内に発生した熱が発散されず、出火したもの。以下同じ。

維持管理不適

原因区分⑥（経年劣化）

テーブルタップのコード部分で芯線が半断線して接触抵抗が増加した状態で、ヘアードライヤーを使用したため、断線箇所が発熱して出火。（70代、女性、使用年数10年）

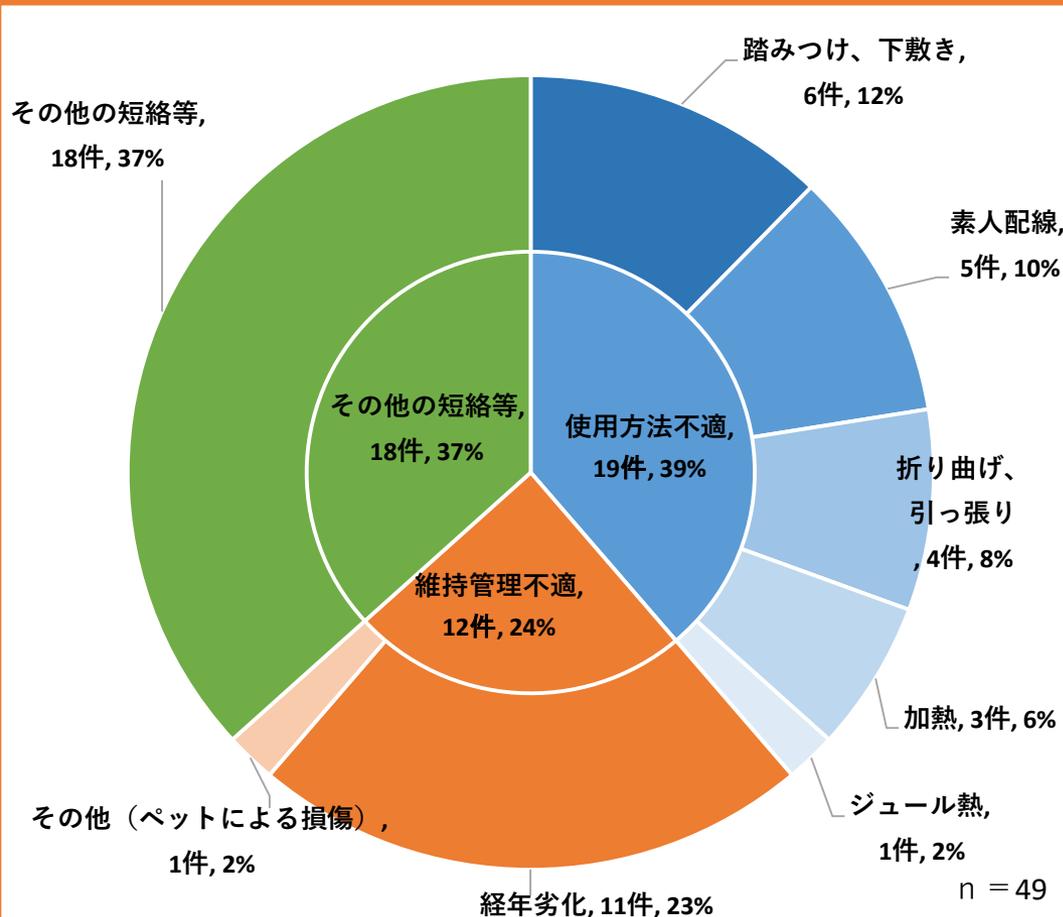
原因区分⑦（被覆処理不適）

コード部分の被覆が経年劣化等で損傷していたため、損傷箇所にガムテープで補強し使用していたが、当該部分で何らかの原因により素線が露出し、素線同士が直接接触したため、短絡し出火。（70代、女性、使用年数不明）

- 器具付きコードの出火原因を見ると、使用方法不適（踏みつけ、下敷き、素人配線、折り曲げ、引っ張り等）による火災が約4割を占めている。
- また、維持管理不適（経年劣化、その他）による火災が2割を占めている。



出火原因の割合



原因区分の解説

- ①踏みつけ、下敷き**
座椅子や足での踏みつけ、家具等の下敷きになっていたことに起因して火災となったもの。
- ②素人配線**
コードをねじり配線などで接続し使用していたため接続箇所から出火したもの。
- ③折り曲げ、引っ張り等**
コードの折り曲げ、引っ張りなどに起因して火災となったもの。
- ④加熱**
高温環境により絶縁破壊されたため短絡、出火したものの。
- ⑤ジュール熱**
コードを束ねた状態で使用したことにより、電気抵抗によってコード内に発生した熱が発散されず、出火したもの。
- ⑥経年劣化**
使用年数が5年以上経過しており、経年劣化が要因と考えられるもの。
- ⑦その他（ペット等による損傷）**
ペットの噛みつきなどによる損傷が起因して出火したもの。
- ⑧その他の短絡等**
短絡に至る要因は明確でないが、なんらかの要因により短絡を起こし出火したもの。

使用方法不適

原因区分①（踏みつけ、下敷き）

扇風機の電源コードが椅子により長時間圧迫されたため半断線し、その部分の抵抗値が増大した結果、ジュール熱により配線被覆から出火。（30代、男性、使用年数1年）

原因区分②（素人配線）

エアコンの電源コードが延長改造されていたため、当該部分が接触不良により発熱し、配線被覆に着火し出火。

（50代、男性、使用年数不明）

原因区分③（折り曲げ、引っ張り等）

ヘアードライヤーの電源コードをS字フックに掛けて収納していたため、電源コード負荷がかかり被覆が損傷したことで、当該部分が短絡し出火。（20代、男性、使用年数2年）

原因区分④（加熱）

電源コードをヒーター吹出し口の前をとおる状態で使用していたため、当該コードがヒーターにより加熱され、コードの使用温度上限値を越え、絶縁が破壊され短絡し出火。

（80代、男性、使用年数2年）

原因区分⑤（ジュール熱）

器具付きコードを束ねた状態で使用したため、ジュール熱により配線被覆が溶融し短絡したことで出火。

（50代、男性、使用年数不明）

維持管理不適

原因区分⑥（経年劣化）

経年劣化により半断線した状態で使用していたため、半断線部分から出火。
（30代、男性、使用年数10年）

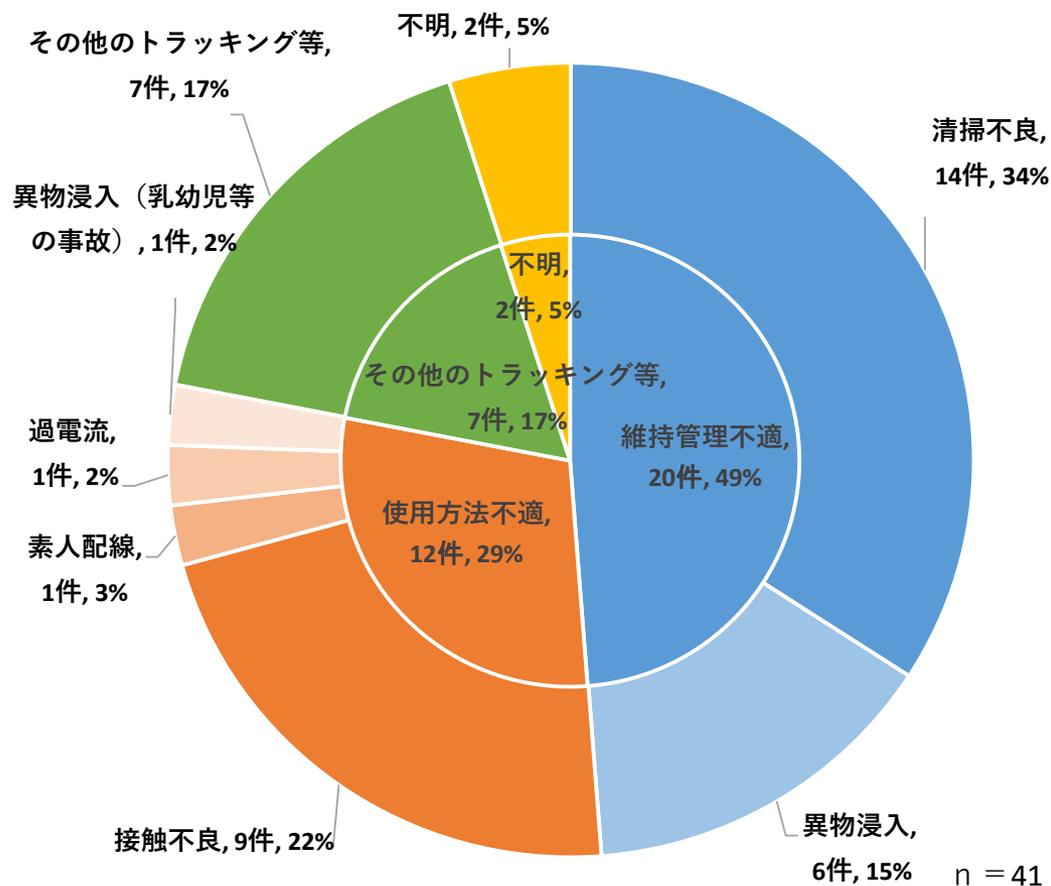
原因区分⑦（その他（ペット等による損傷））

飼い犬が空気清浄機の電源コードを噛んだため配線被覆が一部損傷していたが、損傷箇所に絶縁テープを巻いて使用を継続したため、損傷箇所で短絡し、出火。
（40代、女性、使用年数11年）

○テーブルタップからの出火原因を見ると、維持管理不適（清掃不良、異物浸入）による火災が約半数を占めている。
 ○また、使用方法不適（接触不良、素人配線、過電流、異物浸入（乳幼児等の事故））による火災が約3割を占めている。



出火原因の割合



原因区分の解説

- ①清掃不良
埃の堆積など、清掃を怠ったことによりトラッキング等が発生したもの。
- ②異物浸入
テーブルタップ内に水分等の異物が浸入したことにより出火したもの。
- ③経年劣化
使用年数が5年以上経過しており、経年劣化が要因と考えられるもの。
- ④接触不良
受け刃と差し刃の接触不良により、接触部過熱が生じて出火したもの。
- ⑤素人配線
自作したテーブルタップの配線接続部分が不完全であったため出火したもの。
- ⑥過電流
使用許容を超えた過負荷通電により出火したもの。
- ⑦異物浸入（乳幼児等の事故）
人為的に異物が浸入し出火したもので、乳幼児等により行為が行われたもの。
- ⑧その他のトラッキング等
短絡に至る要因は明確でないが、なんらかの要因によりトラッキング等が発生したもの。

維持管理不適

原因区分①（清掃不良）

台所で使用していたテーブルタップの受け刃間において、経年による埃と湿気のためトラッキング現象が発生し出火。（60代、男性、使用年数不明）

原因区分②（異物浸入）

テーブルタップに、観賞魚用の水槽の塩水がはねたことで、塩水を介してトラッキング現象が発生し出火。（40代、女性、使用年数不明）

原因区分③（経年劣化）

二口テーブルタップの受け刃間でトラッキング現象が発生し出火。
（50代、男性、使用年数11年）

使用方法不適

原因区分④（接触不良）

オイルヒーター（1500W）をテーブルタップに不完全な状態で差し込み、長期間使用したことで、同部分が発熱し出火。（40代、男性、使用年数7年）

原因区分⑤（素人配線）

テーブルタップとケーブルを自身で配線した際、接続部の施工が不適切であったため、銅線が発熱し、亜酸化銅増殖現象※が発生したことにより接触部から出火。

（70代、女性、使用年数不明）

※通電状態の銅線がスパークなどにより高温加熱を受けた際、銅の一部が酸化し、亜酸化銅となることで更に加熱が進み出火する現象。（亜酸化銅は数アンペアの電流でも高熱を発生させる特徴がある）

原因区分⑥（過電流）

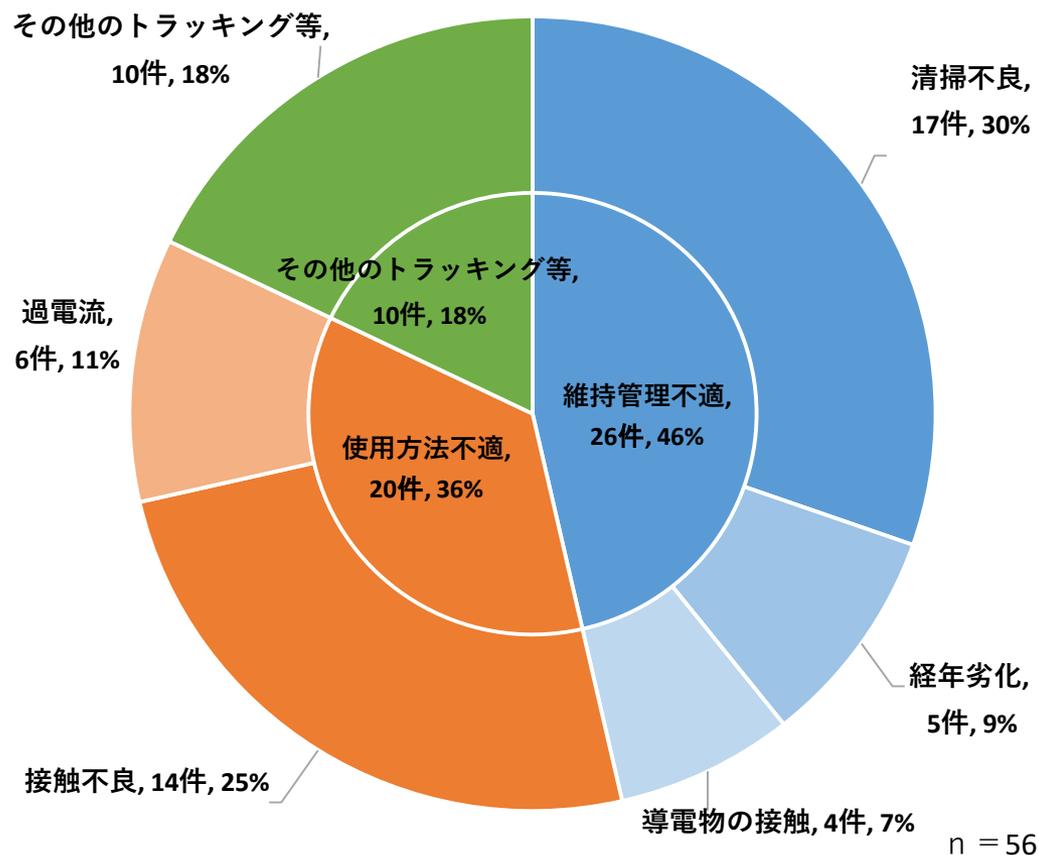
テーブルタップにオイルヒーターとホットカーペットを接続し、同時使用したところ、テーブルタップの許容電流を超える過負荷状態となったため、テーブルタップ部分から出火。（50代、男性、使用年数不明）

原因区分⑦（異物浸入（乳幼児等の事故））

子供がテーブルタップの差し込み口に、金属製のU字形ピンを差し込み、U字形ピンが受け刃に接触したことで短絡し出火。（10歳未満、男児、使用年数1年）

- プラグからの出火原因を見ると、維持管理不適（清掃不良、経年劣化、導電物の接触）による火災が約半数を占めている。
- また、使用方法不適（接触不良、過電流）による火災が4割を占めている。

出火原因の割合



原因区分の解説

①清掃不良

埃の堆積など、清掃を怠ったことによりトラッキング等が発生したものの。

②経年劣化

使用年数が5年以上経過しており、経年劣化が要因と考えられるもの。

③異物浸入

水分の浸入や異物の接触によりトラッキング等が発生したものの。

④接触不良

受け刃と差し刃の接触不良により、接触部過熱が生じて出火したものの。

⑤過電流

使用許容を超えた過負荷通電により出火したものの。

⑦その他のトラッキング等

トラッキングに至る要因は明確でないが、なんらかの要因によりトラッキング等が発生したものの。

維持管理不適

原因区分①（清掃不良）

ファンヒーターの電源プラグの差し刃間において、経年によるほこりや湿気により、トラッキング現象が発生し、出火したものと推定。

（40代、男性、使用年数不明）

原因区分②（経年劣化）

コンセントに差込まれたテーブルタップの可動式プラグ内部において、経年劣化によりトラッキング現象が発生し、出火。（60代、男性、使用年数10年）

原因区分③（導電物の接触）

屋外コンセントにおいて、雨水により屋外看板照明用電源コードのプラグ差し刃間でトラッキング現象が発生し出火。

（年齢不明、男性、使用年数不明）

使用方法不適

原因区分④（接触不良）

壁付きコンセントの受け刃と延長コードの差し刃が接続不良の状態で使用されたことで、接触抵抗値が増加して発熱し、出火。（40代、男性、使用年数不明）

原因区分⑤（過電流）

台所内において、テーブルタップに炊飯器4台等を含む許容電流以上の通電状態で使用したため、壁付コンセントとテーブルタップの差し込み口に負荷がかかり、差し込みプラグから出火。（年齢不明、性別不明、使用年数不明）

<総論>

- 電気火災の要因としては、大きく分けて「使用方法不適」、「維持管理不適」、「機器不良」の3つに分類された。
- 使用者等に起因する（「使用方法不適」、「維持管理不適」）火災については、それぞれの要因に応じた対策・注意喚起を講じることで火災件数を減少させられるのではないか。

「使用方法不適」対策

- ・ 使用者に対して電気器具類ごとに、火災件数が多い「使用方法不適」の事例を示し注意喚起を行う必要があるのではないか。

「維持管理不適」対策

- ・ 使用者に対して電気器具類ごとに、火災件数が多い「維持管理不適」の事例を示し注意喚起を行う必要があるのではないか。
- ・ また、それぞれ製品には設計寿命があり、寿命を超過した器具については、出火の危険性があることを注意喚起する必要があるのではないか。

「機器不良」対策

- ・ 使用者に対して、製品のリコール情報を確認するように注意喚起を行う必要があるのではないか。